

**小郡市立学校給食センター  
整備運営事業**

**実施方針**

令和5年7月3日

小郡市



## 目次

用語の定義	1
第1 特定事業の選定に関する事項	2
1 事業内容に関する事項	2
2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項	6
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 民間事業者の募集及び選定の方法	8
2 民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）	8
3 応募者の備えるべき参加資格要件	10
4 審査及び選定に関する事項	14
5 提出書類の取扱い	15
第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1 予想されるリスクと責任分担	16
2 提供されるサービス水準	16
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	16
第4 立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1 本施設の立地条件	17
2 施設の概要	17
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	18
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	18
3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	18
4 金融機関と市の協議（直接協定）	18
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	19
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3 その他の支援に関する事項	19
第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項	19
1 議会の議決	19
2 情報公開及び情報提供	19
3 参加に伴う費用分担	19
4 実施方針等に関する問合せ先	19
別紙－1 リスク分担表	20

## 用語の定義

市	小郡市をいう。
本事業	小郡市立学校給食センター整備運営事業を指す。
本施設	本事業で整備する小郡市新学校給食センターを指す。
現施設	現在稼働している学校給食センターを指す。
民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
応募者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る。構成員ともいう。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業において業務を実施する者として基本契約を締結した企業グループを指す。
SPC	本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として設立された特別目的会社のこと。
構成員	本事業を実施するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る。応募者ともいう。
代表企業	SPC から直接業務の受託・請負し、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し手続きを行う企業のこと。
構成企業	SPC から直接業務の受託・請負を予定している者をいう。
協力企業	構成企業から業務の受託・請負を予定している者をいう。
事業者（リスク分担表）	事業を遂行する者を指す。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
特定事業	公共施設の整備等に関する事業であって、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

小郡市立学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 事業に供される公共施設等の名称

小郡市新学校給食センター

（本体施設及び附属施設を含む。以下「本施設」という。）

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

小郡市長 加地 良光

#### (4) 事業の目的

小郡市（以下「市」という。）では、食育推進のため、平成18年度味坂小学校をかわきりに、小学校自校式給食室の運営を進めてきた。令和2年度4月に市内全小学校において、自校式給食室からの給食提供が可能となり、小学校については、「安全・安心でおいしい学校給食」を安定的に運営していくことが可能となった。一方、市内にある5つの中学校は、現施設が一括して実施しているが、昭和46年に開設され、築50年が経過していることから施設の老朽化が進んでいる。また、建設後の平成21年に施行された学校給食衛生管理基準では法律上明確に位置付けられ、衛生管理の徹底が求められている。しかし、現施設では、建物自体が狭小で、施設の改修は困難であり、要求事項を満たすためには、新たに給食センターを建設する必要がある。

このような背景を踏まえ、本事業は、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入することで、市の財政負担の縮減が働き、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

## (5) 事業の内容

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）が実施する業務は、次のアからカに掲げるものとする。

### ア 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 事前調査業務及び関連業務
- (イ) 設計業務及び関連業務
- (ウ) 建設業務及び関連業務
- (エ) 工事監理業務及び関連業務
- (オ) 調理設備調達・設置業務
- (カ) 食器・食缶等調達業務
- (キ) 施設備品調達・設置業務
- (ク) 外構等整備業務
- (ケ) 上記各項目に伴う各種申請等業務

### イ 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

### ウ 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 附帯施設保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理・更新業務
- (オ) 食器・食缶等保守管理・更新業務
- (カ) 施設備品保守管理・更新業務
- (キ) 清掃業務
- (ク) 警備業務
- (ケ) 点検・調査提案業務
- (コ) 上記各項目に伴う各種申請等業務

### エ 運営業務

選定事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- (ア) 食材検収支援業務
- (イ) 調理等業務

- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 洗浄・残滓等処理業務
- (オ) 配送車両調達
- (カ) 給食配送・回収業務
- (キ) 配膳業務
- (ク) 運営備品調達・更新業務
- (ケ) その他関連業務
- (コ) 上記各項目に伴う各種申請等業務

#### オ 解体業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。

- (ア) 現施設の解体業務及び関連業務

#### カ 既存中学校の配膳室改修業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。

- (ア) 配膳室改修業務及び関連業務

なお、給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- (ア) 献立作成業務
- (イ) 食材調達
- (ウ) 食材検収業務
- (エ) 衛生管理業務や調理等についての指導・助言
- (オ) 見学者の案内及び説明業務
- (カ) 給食費の徴収管理業務
- (キ) 食育指導
- (ク) 光熱水費（配送車両の燃料費を除く。）の支払業務

## (6) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び選定事業者の収入は次に示すとおりである。

### ア 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移転し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施する BT0 (Build Transfer and Operate) 方式とする。

### イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 23 年 8 月 31 日までとする。

## ウ サービス対価の支払い

市の本事業における選定事業者に対する支払いは次のとおりであり、原則として、市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業である。なお、市から選定事業者へのサービス対価の支払方法の詳細は募集要項公表時に示す。

### (ア) 施設整備に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の所有権移転時に一時金として選定事業者を支払う。

市は、施設整備に係るサービスの対価の総額から当該一時金を控除した額であって、市と本事業を実施する特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。）との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和8年9月以降）に、割賦により元利均等方式で選定事業者を支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

### (イ) 維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価であって、市とSPCとの間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和8年9月以降）に、年4回の四半期ごとに選定事業者へ支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行うものとする。

当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び提供食数に関係なく生じる人件費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金を想定している。詳細については募集要項等で示す。

なお、光熱水費は、サービス対価とは別に、本市が負担する。可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。



	サービス対価に 含まれるもの	サービス対価に含めず、 市が負担するもの
施設整備費	○	
維持管理費	○	
運営費	○	
光熱水費		○
配送車両の燃料費	○	

### (7) 事業スケジュール (予定)

令和8年9月供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおり予定している。

優先交渉権者の決定・公表	令和6年5月頃
基本協定の締結	令和6年6月頃
SPC※との事業契約の調印 (仮契約)	令和6年8月頃
事業契約の市議会における議会の議決を得られた日 (効力の発生)	令和6年9月頃
施設の整備 (設計、建設) 期間	令和6年10月～令和8年7月頃
施設の引渡し (施設の供用開始は令和8年9月1日)	令和8年7月頃
施設の開業準備期間	令和8年8月頃
施設の維持管理・運営期間	令和8年9月～令和23年8月
事業契約の完了	令和23年8月頃

※優先交渉権者は、市との事業契約の調印 (仮契約) までに、SPC を会社法 (平成17年法律第86号) に定める株式会社として市内に設立する。

### (8) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本施設を、要求性能が維持された状態で市へ引き渡す。

## 2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

### (1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、市が自ら事業を実施した場合と比較して、民間事業者が実施することにより、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

- ア 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務が同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合
- イ 市の財政負担が同一の水準にある場合において、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務の水準の向上が期待できる場合

## (2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- ア 市の財政負担の検討による定量的評価
- イ 本事業を PFI 事業として実施することについての定性的評価
- ウ 民間事業者に分担されるリスクの検討等
- エ 上記3点の検討による総合評価

## (3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページにて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業として選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 民間事業者の募集及び選定の方法

市が本事業を PFI 法第 7 条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

本事業の民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式による総合的な評価により行う。

### 2 民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）

令和 5 年 7 月 3 日（月）	実施方針の公表
令和 5 年 7 月 13 日（木）	要求水準書（案）の公表
令和 5 年 7 月 26 日（水）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和 5 年 8 月上旬	実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表
令和 5 年 9 月下旬	特定事業の選定・公表
令和 5 年 10 月	募集要項公表（募集要項、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
令和 5 年 10 月	募集要項説明会及び現地見学会
令和 5 年 11 月	募集要項等に関する質問の受付締切
令和 5 年 12 月	募集要項等に関する質問に対する回答公表
令和 5 年 12 月	参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）
令和 6 年 1 月初旬	参加資格確認審査結果の通知
令和 6 年 2 月	提案書の受付
令和 6 年 5 月	優先交渉権者の決定及び公表
令和 6 年 6 月	基本協定の締結
令和 6 年 8 月	仮事業契約締結
令和 6 年 9 月	事業契約議決、事業契約の締結

#### (1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和 5 年 7 月 3 日（月）～令和 5 年 7 月 26 日（水）午後 3 時まで

提出方法：様式-1 に必要事項を記載の上、メールにて送付すること。

#### (2) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表

実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市のホームページにて公表する。

市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

### **(3) 実施方針の公表及び要求水準書（案）の変更**

実施方針等公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、実施方針等に記した内容を特定事業の選定までに変更することがある。

ア 実施方針については、変更の有無に関わらず実施方針として市のホームページにて公表する。その際、変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には、変更後のスケジュールも示すものとする。

イ 要求水準書（案）については、変更を行った場合のみ、その内容を市のホームページにて公表する。

### **(4) 特定事業の選定・公表**

市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると判断したときは、本事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と合わせて、市のホームページにて公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様とする。

### **(5) 募集要項等の公表**

市は特定事業の選定を踏まえ、本事業の募集要項、要求水準書、審査基準及び事業契約書（案）等を市のホームページにて公表する。

### **(6) 募集要項説明会及び現地見学会の開催**

市は、募集要項等の説明会及び現地見学会を開催する。説明会の開催要領等は募集要項公表時に示す。

なお、募集要項等の資料は民間企業が各自で用意すること。また、説明会会場から現地への移動は各自で行うこと。

### **(7) 募集要項等に関する質問の受付及び回答公表**

募集要項等の内容に関する質問を受付、回答を市のホームページにて公表する。具体的な日程は募集要項公表時に示す。

### **(8) 参加表明書等の受付**

応募希望者は、参加表明及び参加資格確認審査に必要な資料（参加表明書、参加資格確認申請書）を提出する。資料の提出方法・時期等は募集要項公表時に示す。

### **(9) 参加資格確認審査結果の通知**

市は、参加資格確認申請書をもとに参加資格の有無を確認し、その結果を各応募希望者に通知する。なお、資格確認審査により、参加資格がないとされた者からその理由の説明の要求があった場合には、市は回答を行う。

#### (10) 提案書の受付

市は、参加資格があると認められた者（以下「応募者」という。）に対し、募集要項等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書及び書類の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行うことがある。なお、提案書の提出方法・時期等は募集要項公表時に示す。

#### (11) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、「第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項」の「4 審査及び選定に関する事項」に規定する「小郡市立学校給食センター整備運営事業者検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。その結果は応募者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

#### (12) 事業契約の締結等

##### ア 基本協定の締結

優先交渉権者の決定後、速やかに、市は優先交渉権者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び結果の詳細について市のホームページにて公表する。

##### イ SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の定めるところにより仮事業契約締結時までにSPCを設立する。SPCは、会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社として市内に設立するものとする。

##### ウ 仮事業契約の締結

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約をSPCと調印（仮契約）する。なお、当該事業契約は、小郡市議会における議会の議決を得られた日をもって効力が発生する。

##### エ 事業契約の締結

市は、小郡市議会の議決を経た後、SPCとの間で事業契約を締結する。

### 3 応募者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、工事

監理に係る業務等を担当する者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する者（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に係る業務等を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

- イ 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

- ウ 応募者の構成員は次の定義により分類される

代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し手続きを行う企業

構成企業：SPC から直接業務の受託・請負を予定している企業

協力企業：構成企業から業務の受託・請負を予定している企業

- エ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。

- オ 優先交渉権者は、仮契約締結までに小郡市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

- カ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を応募者に含めることができるものとする。

## (2) 応募者の構成員の制限

構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ア PFI 法第 9 条の規定に該当していないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申立て中または破産手続き中でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条

に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。

- カ 参加資格確認申請書を提出するときまでに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- キ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にない、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりである。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、(1)イの記載事項を参照(クにおいて同じ)。
  - (ア) 日本工営都市空間株式会社
  - (イ) シティユーワ法律事務所
- ク 本事業に係る検討委員会の委員及び委員と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- ケ 参加資格確認申請書の提出から優先交渉権者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。
- コ 小郡市暴力団等排除条例(平成22年市条例第7号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### (3) 応募者の構成員の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

#### ア 設計企業

構成員である設計企業は、「(2) 応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。

※「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

#### イ 建設企業

構成員である建設企業は、「(2) 応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次

に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)から(オ)までの要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。
- (イ) 平成 25 年度以降、募集要項公表の日までに延床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の完成実績（共同企業体方式にあつては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績）があること。
- (ウ) 建設業法に従い、技術者を配置できること。
- (エ) 構成企業であること。
- (オ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

#### ウ 工事監理企業

構成員である工事監理企業は、「(2) 応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

#### エ 維持管理企業

構成員である維持管理企業は、「(2) 応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

#### オ 運営企業

構成員である運営企業は、「(2) 応募者の構成員の制限」に掲げる要件に加え、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも一者以上はすべての要件を満たすこと。

- (ア) 平成25年度以降、募集要項公表の日までに竣工した2,000食/日以上を提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の調理業務の実績を有すること。
- (イ) HACCPに関する相当の知識を有していること。
- (ウ) 構成企業であること。



カ その他企業

前項イからオに記載する事業者以外は、「(2) 応募者の構成員の制限」に掲げる要件を満たすものとする。

#### **(4) 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等**

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、代表企業が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

#### **(5) 構成員の変更**

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

### **4 審査及び選定に関する事項**

#### **(1) 検討委員会の設置**

市は、提案書類等の審査を行うため、学識経験者で構成する検討委員会を設置する。

なお、応募者が、優先交渉権者決定前までに、検討委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

#### **(2) 審査結果及び選定結果の公表**

市は、優先交渉権者の選定結果を応募者に通知するとともに、提案書類等の審査結果及び選定結果を市のホームページにて公表する。

#### **(3) 優先交渉権者を決定しない場合の措置**

市は、民間事業者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がい

ない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

## **5 提出書類の取扱い**

### **(1) 著作権**

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

### **(2) 特許権等**

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

### **第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **1 予想されるリスクと責任分担**

##### **(1) 責任分担の考え方**

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

##### **(2) 予想されるリスクと責任分担**

市と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙ー1 リスク分担表(案)」によることとし、実施方針に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については募集要項等にて提示する。

#### **2 提供されるサービス水準**

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、募集要項等にて提示する。

#### **3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）**

##### **(1) 実施状況の把握**

市は、選定事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については募集要項等にて提示する。

##### **(2) 選定事業者に対する支払額の変更等**

選定事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は選定事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができるものとする。

## 第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 本施設の立地条件

所在地	福岡県小郡市大保 1476 番地・1474 番地
敷地面積	約 4,150 m <sup>2</sup>
隣接道路	接道数 1
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率／容積率	60％／200％
インフラ条件等	上・下水道：整備済み、電気：整備済み、ガス：プロパンガス

### 2 施設の概要

#### (1) 供給能力

調理能力	1 日概ね 2,000 食。
配食校数	市立中学校 5 校
献立方式	1 献立

#### (2) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

区 分		室 名	
新給食センター	給食エリア	汚染作業区域	荷受室（魚肉類、野菜類）、検収室（魚肉類、野菜類）、冷蔵室、冷凍室、油庫、仕分室、食品庫、廃棄庫、下処理室（魚肉類、野菜類）、割卵室、ピーラー室、器具洗浄室、残菜処理室、洗浄室、ボイラー室、回収前室、洗米室、米庫、雑庫 等
		非汚染作業区域	器具洗浄室、焼物・揚物室、煮炊き調理室、和え物室、炊飯室、アレルギー室、コンテナプール、配送前室 等
	事務・その他エリア	プラットフォーム、玄関ホール、事務室、書庫、準備室、風除室、倉庫、更衣室、多目的トイレ、一般トイレ、調理員トイレ、調理員用食堂兼研修室兼試作室（25 名程度収容）、調理員通路、委託事務室、洗濯乾燥室、シャワー室、給湯室、会議室兼見学室 等	
	附帯施設	リフト、設備機械室、ボイラー室、受水槽、排水処理施設、キュービクル、ゴミ置場、駐車場、駐輪場、配送車両車庫、緑地、門扉、フェンス、外灯設備 等	

## **第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項**

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、福岡地方・家庭裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

### **1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合**

選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

市は、選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者が債務不履行又はその懸念が生じた場合、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

### **2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合**

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者が生じた合理的損害を賠償するものとする。

### **3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合**

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

### **4 金融機関と市の協議（直接協定）**

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は選定事業者と協議する。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市と選定事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る交付金が市に交付決定された場合には、これを市が選定事業者を支払う代金の一部に充当する。なお、選定事業者は、市が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

### 3 その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者と協議を行う。

## 第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項

### 1 議会の議決

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる予定である。

また、市は、事業契約の締結にあたり、あらかじめ議会の議決を経る予定である。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表する。

### 3 参加に伴う費用分担

参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### 4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担当部署：福岡県小郡市役所 教育部 教育総務課 学校給食係

住所：〒838-0115 福岡県小郡市大保 1476 番地

電話：0942-72-4610

FAX：0942-72-4619

電子メール：shin-center@city.ogori.lg.jp

## 別紙ー１ リスク分担表

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	公募資料リスク	1.	公募資料等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	法令変更リスク	2.	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
		3.	利益にかかる法人税率の変更		○
		4.	上記以外の税率変更及び新設課税	○	
	許認可遅延リスク	5.	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	第三者賠償リスク	6.	事業者が実施する業務に関するもの		○
		7.	市が実施する業務に関するもの	○	
	住民問題リスク	8.	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		9.	調査・工事に関わる住民反対運動、訴訟		○
	事故発生リスク	10.	調査・建設・運営段階での事故の発生		○
	環境保全リスク	11.	設計・建設・運営する上での環境の破壊		○
	設計・測量・地質調査リスク	12.	市が実施した設計・測量・地質調査部分	○	
		13.	事業者が実施した設計・測量・地質調査部分		○
	事業中止・延期リスク	14.	市の指示によるもの	○	
		15.	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	物価変動リスク	16.	施設の供用開始前のインフレ・デフレ		○
		17.	施設の供用開始後のインフレ・デフレ	○	
	金利変動リスク	18.	基準金利の設定時点までの金利変動	○	
		19.	基準金利設定時点以降の金利変動		○
	不可抗力リスク	20.	天災・暴動等による設計変更・中止・延期		○
契約前	応募コストリスク	21.	応募費用に関するもの		○
	契約未締結・遅延リスク	22.	事業者の責めによる契約未締結・遅延		○
		23.	市の責めによる契約未締結・遅延	○	
設計・建設	測量調査	24.	市が実施した測量調査の誤り	○	
		25.	上記以外のもの		○
	設計変更リスク	26.	市の提示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		27.	事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	資金調達リスク	28.	必要な資金の確保に関するもの		○

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
設計・建設	用地の確保	29.	建設に要する資材置き場等の確保に関すること		○
	工事遅延・未完工リスク	30.	工事遅延・未完工による開業の遅延		○
	工事費増大リスク	31.	市の指示による工事費の増大	○	
		32.	上記以外の工事費の増大		○
	性能リスク	33.	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一般的損害リスク	34.	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	工事監理リスク	35.	工事監理の不備によるもの		○
運営	計画変更リスク	36.	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	運営費上昇リスク	37.	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		○
	施設損傷リスク	38.	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	性能リスク	39.	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	施設不適合リスク	40.	不適合担保期間内の不適合		○
		41.	不適合担保期間終了後の不適合	○	
	需要変動リスク	42.	給食の提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
		43.	生徒数・教職員数の変動による需要の変動	○	△
		44.	食べ残し等による残菜の変動（市の作成する献立による影響を含む。）	△	○
	調理事故・異物混入リスク	45.	市が実施する業務に起因するもの	○	
		46.	事業者が実施する業務に起因するもの		○
	配送遅延リスク	47.	交通混雑、悪天候による遅延のうち通常想定できない要因によるもの	○	
		48.	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		49.	調理の遅延によるもの		○
50.		事業者の交通事故によるもの		○	
51.		食材の納入遅延によるもの	○		
移管	事業の終了リスク	52.	市の契約不履行に起因する事業契約解除	○	
		53.	事業者の契約不履行に起因する事業契約解除		○
	性能リスク	54.	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続きリスク	55.	事業の終了手続きにかかる諸費用に関するもの		○



段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
解体	解体費用増大 リスク	56.	市の要請による費用超過によるもの	○	
		57.	アスベストが検出された場合の除去費用 や工事の遅延等	○	
		58.	上記以外の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	59.	市の要請による解体工事の遅延	○	
		60.	上記以外の事由によるもの		○
	工事監理リスク	61.	解体時の工事監理に関するもの		○
	一般的損害 リスク	62.	設備・原材料の盗難や事故による第三者へ の賠償等に関するもの		○
	要求水準リスク	63.	解体に関する要求水準の不適合によるもの		○
地下埋設物	64.	あらかじめ想定し得ない地下埋設物の顕 在化による対応費用の増加や工期の遅延 等	○		
改修	改修費増大 リスク	65.	市の提示条件の不備・変更または市の提示 された資料等から予見できなかった不測 の事態による工事費の増大	○	
		66.	上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事監理リスク	67.	工事監理の不備に関するもの		○
	性能リスク	68.	要求水準書の不適合に関するもの（施工不 良を含む）		○

※契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。